

# 愛犬家の皆さんへ



**犬の「登録」と「狂犬病予防注射」は飼い主の義務です！**

犬の飼い主には、狂犬病予防法に基づく「登録」と「狂犬病予防注射」が義務付けられています。

**犬の登録は必ず行ってください**

犬は、一生に一度の登録が義務づけられています。登録時には登録番号が刻印された「犬鑑札」が交付されます。

**狂犬病予防注射を受けてください**

世界中で毎年約5万人が狂犬病が原因で亡くなっています。発症すると、人も動物も100%死亡する恐ろしい病気です。

「狂犬病予防注射」は、毎年1回受けさせなければなりません。接種すると注射番号が刻印された「注射済票」が交付されます。

接種は、動物病院で随時行っているほか、春と秋に実施する巡回予防注射の会場で受けることができます。

## 犬に関する手続き一覧

内 容	申請書類等	料 金	窓 口
新しく犬を購入した 子犬が産まれた(生後91日以上経過した犬) 未登録の犬を譲ってもらった(新規登録)	犬の登録申請書	3,000円	市役所又は動物病院
犬鑑札を紛失したとき	再交付申請書	1,600円	市役所
狂犬病の予防注射をする	—	3,000円	動物病院
狂犬病予防注射済票を紛失したとき	再交付申請書	340円	市役所
登録済みの犬を譲ってもらった(飼い主変更) 住所を変更した(市内異動)	犬の登録事項変更届	無料	市役所
住所を変更した(市外転出)	犬の登録事項変更届	無料	新住所地の市区町村
飼っていた犬が死亡した	犬の死亡届	無料	市役所

市 役 所：市生活環境課又は各総合支所市民生活課

動物病院：市と契約している市内の動物病院

※市と契約していない市内の動物病院では、予防注射は受けられません。市外の動物病院で予防注射を受けた場合は、市生活環境課で「狂犬病予防注射済票」の交付手続きを行ってください。

**【問い合わせ】市生活環境課 ☎0994-43-2111 内線 3178**

## 犬と共生するために

### ○犬の放し飼いはやめましょう。

犬は、常につないでおくように、鹿児島県条例で義務付けられています。鎖でつなぐか、囲いをするなど、他人に迷惑をかけないようにしましょう。また、散歩をするときは、必ずリードで引いて、放さないようにしましょう。

### ○フンの始末は、飼い主の責任です。

散歩をするときは、袋を持参し、責任をもってフンを持ち帰りましょう。

### ○犬が行方不明のときは、保健所へ連絡をしてください。

鹿屋保健所では「迷い犬」や「捨て犬」など毎年約700頭を捕獲しています。不幸な犬を出さないように、犬の首輪などに「犬鑑札」や「注射済票」を装着し、飼い主がわかるようにしましょう。

**【問い合わせ・連絡先】鹿屋保健所(大隅地域振興局内) ☎0994-43-3121 内線262**



現在、市内の登録犬は8,000頭を超え、年々増加しています。それに伴い、飼い主のマナーに対する苦情も増えています。人と犬が共生するために、犬を飼うときは、マナーを守りましょう。